

外貨管理局、貿易外貨管理の最適化に関する通知

国家外貨管理局は、2024年4月7日、《貿易外貨管理の更なる最適化に関する通知》（匯發〔2024〕第11号、以下、本通知）を公布しました。本通知は2024年6月1日より実施されます。

本通知は、主に「貿易外貨受払企業リスト」登記管理の最適化、クロスボーダー貿易外貨受払決済の利便化、貨物貿易外貨管理規定の調整に関して明記しています。

本通知により、企業が「貿易外貨受払企業リスト」の登記手続きを行う際、外貨管理局での認可が不要となり、銀行での直接取り扱いが可能となりました。また、クロスボーダー貿易外貨受払決済におけるA類企業の貨物貿易特殊外貨返金業務について、外貨管理局での登記免除の金額上限が、一件あたり5万米ドル相当から20万米ドル相当に引き上げられました。

本通知の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2024/0407/24204.html>

<本通知の概要>

「貿易外貨受払企業リスト」登記管理の最適化

- 外貨管理局での「貿易外貨受払企業リスト」（以下、リスト）の登記を不要とし、銀行で直接取り扱い可能
 - 企業が貨物貿易外貨受払業務を行うためには、初回の外貨受払前に、銀行でリスト登記手続きを実施
 - 企業はオンラインまたは窓口で、「貿易外貨受払企業リスト登記申請表」を銀行に提出し、銀行は企業リスト情報のシステム登録後に「デジタル外貨管理」プラットフォームのログイン ID と初期パスワードを企業に通知する。企業はプラットフォームを通じて、手続き結果の確認可能
 - 企業名称、統一社会信用コード、法定代表人、連絡先、登記住所に変更が生じた場合、企業は変更事項発生日から30日以内に、銀行で変更事項説明書類を以ってリスト情報変更手続きを実施
なお、銀行が上記の企業リスト情報の変更が生じた事実を知った場合、銀行は内部審査フローに基づき自主的に企業リスト情報を変更可能
 - 企業が登記住所を変更し、外貨管理局の管轄が変更となる場合、企業は変更前の所在地の外貨管理局への報告が必要。また、企業リストの抹消手続きについては、外貨管理局が規定に基づき実施

クロスボーダー貿易外貨受払決済の利便化

- 税関特殊監督管理区域での貿易外貨受払手続きの簡素化
 - 税関特殊監督管理区域の企業が貨物貿易外貨受払業務を行う際、経営上の都合により輸出入先がその他機構となる場合、銀行は業務実施原則に基づき、取引の真実性・合理性、および受払先と輸出入主体が不一致の要因に関する説明書類を審査した後、当該業務の取り扱いが可能
- 貨物貿易特殊外貨返金業務の登記免除の金額上限引き上げ
 - A 類企業を対象として、返金日と受取・支払日との間隔が 180 日超または特殊な事情でもとのルートで返金できない際に、一件あたり 20 万米ドル相当以下の金額の場合、銀行で直接取り扱い可能（別途規定がある場合を除く）
- B・C 類企業の貿易外貨業務管理の最適化
 - B・C 類企業が 90 日を超えるユーザンス回収・延払業務を行う際、分類監督管理期間内において、降格に至った状況が改善・是正されており、かつその他に降格となる状況が発生していない場合、B・C 類企業に分類された日から 6 ヶ月以降、所在地の外貨管理局での登記手続きを経て、銀行での当該業務の取り扱いが可能

貨物貿易外貨管理関連規定の調整

- 貨物貿易外貨登記業務書類の明確化
 - B 類企業の外貨受払可能限度額の超過時や、90 日を超えるユーザンス回収・延払の貿易外貨受払登記時、および C 類企業の貿易外貨受払登記時において、所在地の外貨管理局に提出する必要書類を明確化
- 貨物貿易外貨管理の関連文書の改定
 - 《経常項目外貨業務ガイド（2020 年版）》（匯発 [2020] 第 14 号）の外貨管理局から企業への分類結果通知書、リスク提示レターおよび検査通知書を同時に改定
 - 《貨物貿易外貨管理に係る外貨管理法規の印刷・公布に係る問題についての通知》（匯発 [2012] 第 38 号）は同時に廃止され、従前の規定が本通知と不一致する場合は、本通知に準じる

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。